

# 業務説明資料(案)

本業務における業務説明資料は次のとおりとします。

## 1 業務概要

- (1) 業務名 デジタル活用による人流データ調査業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 履行場所 浜松市ほか
- (4) 契約上限額 5,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 2 業務目的

中心市街地への来訪者数及びその移動手段や属性、日別・時間帯別の滞留エリア等について、人流データを用いて継続的に収集・分析することで、中心市街地活性化に向けた施策立案及び施策効果検証の基礎資料とする。

収集・分析した資料のうち公開可能な情報は、オープンデータ化することで、市内事業者等への活用を促し、中心市街地における都市機能の増進と経済活動の向上を図る。

## 3 業務の仕様

### (1) 基本事項

#### ア 取得する人流データの種類

- ✓ スマートフォンやGPS端末などのデバイスを使って、取得した滞留データ及びODデータ
- ※上記に加え、カウントデータや移動軌跡データを含めた提案も可能

#### イ 取得範囲

- ✓ 浜松市中心市街地活性化基本計画で定める区域内で、前年度までの取得範囲(別図参照)を含めた区域とする。
- ✓ 上記取得範囲については、人流データを経年的に蓄積することで、既存統計情報とあわせて、各種施策の影響やまちの変化を読み取るため、エリア区分(16エリア)を継続するものとする。ただし、エリア区分を維持した上で、分析精度向上につながる提案(細分化・合区等)や区域拡大に伴うエリアの追加は可能とする。
- ✓ 計測するメッシュは125m以下とすること

#### ウ 取得期間

- ✓ 2026年1月1日から2027年3月31日まで

#### エ 取得頻度

- ✓ 平日・休日を問わず年間を通じて時間帯別データを計測すること

#### オ 取得データの種別

- ✓ 以下の項目について集計すること

##### ①日別滞留人口

- ・取得範囲 取得範囲全体及びエリア別
- ・集計区分 性別、年代別(10代、20代、30代、40代、50代、60代以上)、交通手段別、居住地別、勤務地別

##### ②月別滞留人口

- ・取得範囲 取得範囲全体及びエリア別
- ・集計区分 性別、年代別(10代、20代、30代、40代、50代、60代以上)、交通手段別、居住地別、勤務地別

##### ③月別・時間帯別平均滞留人口

- ・取得範囲 エリア別
- ・集計区分 平日、土日(土日祝)

#### ④平均滞在時間

- ・取得範囲 エリア⑤⑥⑨⑩（別図参照）
- ・期間 2026年9月1日から11月30日
- ※居住者及び勤務者は除く

#### ⑤日別ODデータ

エリア間の移動状況を把握するため、あるエリアに滞在した者が、どのエリアに移動したかその人数を算出すること。

- ・取得範囲 エリア⑤⑥⑨⑩（別図参照）
- ・期間 2026年9月1日から11月30日
- ・集計区分 性別、年代別（10代、20代、30代、40代、50代、60代以上）、交通手段別、居住地別、勤務地別

※①～③、⑤の集計区分について、属性データ間でのクロス分析可能なデータを提供すること。（例：性別×年代等）

※①～⑤について、より詳細な粒度（1時間単位等）でのデータ提供の提案がある場合は、評価の対象とする。

※⑤について、取得範囲及び期間を拡大する提案がある場合は、評価の対象とする。

※業務目的を達成するのに有用な新たな種別の属性データ提供の提案がある場合は、評価の対象とする。

#### カ 報告等

- ✓ 委託者と打合せ等を実施した場合は、議事録を作成し、委託者の確認を受けること
- ✓ 委託者に対してダッシュボード等を提供する場合、利用マニュアル等を整え、説明会を開催すること
- ✓ 委託者が公開するダッシュボードの作成に必要なデータを提供すること

#### (2) 特記事項

##### ア データの継続性・整合性の確保

- ✓ 新規事業者が提案する場合、委託者が公開しているオープンデータ（滞留人口 | 日別/属性別、月別/平日・休日別、時間帯別）及び滞留人口分析ダッシュボードとの継続性・整合性を確保するため、以下の処理を行うこと
  - 採用するデータソースが異なる場合、データ特性に起因する乖離を把握し、補正処理を行うことで、前年度までの集計データと同一尺度で比較可能な状態にする

##### イ 分析精度の高度化等

- ✓ 継続事業者が提案する場合、前年度調査において把握した特性を踏まえ、より高精度な分析等を行うこと

#### (3) 独自提案

- ✓ 本業務の目的をより効果的に達成するため、本書に定めのない独自の施策や手法がある場合、当該施策又は手法を提案することができる。
- ✓ 上記提案については、契約上限金額の範囲内において受託者の負担により実施するものとし、参考見積書に金額を記載すること。

#### 4 成果物

- (1) CSVデータ一式（電子データ化しDVD-R等で納品）
- (2) 4(2)の提案に関する報告書

#### 5 その他

- (1) 事業を円滑に運営するための体制に加え、事業を計画的・効果的に推進するための体制を確保すること。
- (2) 成果物については、浜松市公式ホームページの既存公開内容・水準を必須条件とし、情報公開を前提として提供すること。【参考】浜松市公式HP「令和6年度中心市街地人流データ調査」
- (3) レポート作成作業は受託者で完結すること。
- (4) 細部の事項については、事前に浜松市担当職員と打合せ等により連絡調整を密に行うこと。また、浜松市と

の連絡・調整のほか、関係機関との連携・調整を適切に行うこと。

- (5) 業務スケジュール（調査データの提供時期、公開可能になる時期を含む）を浜松市と調整の上作成し、提出すること。
- (6) 本業務における成果品についての著作権、著作権等は浜松市に帰属し、受託者は著作者人格権の行使をしないものとする。
- (7) 受託者は、成果品について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (8) 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。
- (9) 受託者は、本業務の実施により知り得た情報が漏洩することの無いよう、情報の管理に万全の措置を講じること。また、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負うが、委託者に速やかに報告すること。